

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

水産課

法令名	漁港及び漁場の整備等に関する法律			法令番号	昭和25年法律第137号				
手続名	漁港区域内の水域又は公共空地における行為の許可			根拠条項	第39条第1項				
審査基準	<p>1. 許可の期間 許可の期間は原則として5年以内とし、当該行為の目的、場所、面積、方法等を考慮し適正なものでなければならない。</p> <p>2. 行為の場所等</p> <ul style="list-style-type: none"> 行為の場所は、当該行為により漁港の区域内における公益目的のためにする工作物の建設若しくは改良、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用の計画、漁港整備計画の内容、その他漁港施設若しくは海岸保全施設等の整備事業計画、公有水面埋立計画（以下これらを「漁港整備計画等」と総称する。）に著しい影響を及ぼすおそれのない区域であること。 行為の場所は、当該行為により漁港施設の維持管理、利用若しくは漁港整備計画等に基づく特定漁港漁場整備事業その他漁港の修築に関する事業の実施に著しく障害を及ぼすおそれのない区域であること。 上記に掲げるもののほか、当該行為により漁港の維持管理又は海岸の管理に著しく支障を及ぼすおそれのない区域であること。 特に当該行為が汚水の放流又は汚物の放棄の場合には、その場所、汚水の水質及び濃度ごとの数量若しくは汚物の種類ごとの数量等からみて当該漁港の機能に障害を及ぼさないこと、生活環境に著しい影響を及ぼさないこと及び人の健康に著しい悪影響を及ぼさないものでなければならない。 <p>3. 面積、数量</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該行為の面積、数量は、漁港の水域又は公共空地の維持管理、利用、漁港施設等の整備、発展の状況との関連において行為の種類、目的、期間、方法等が適正なものでなければならない。 土砂の採取については、当該漁港の自然的条件、採取場所の土砂の賦存量、生産の状況、申請者の設備能力、技術能力、公害防止施設の状況等を考慮し、災害防止等の見地からみて過大な量でないこと。 								
	受付機関	農林事務所	処理機関	農林事務所	交付機関	農林事務所	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	No.	

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

水産課

法令名	漁港及び漁場の整備等に関する法律			法令番号	昭和25年法律第137号			
手続名	漁港区域内の水域又は公共空地における行為の許可			根拠条項	第39条第1項			
審査基準	<p>4. 行為の方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該行為が占用である場合 <ul style="list-style-type: none"> a 永久又は半永久工作物（公共施設であるものを除く）の建設又は改良を目的とするものでないこと。 b 目的、場所、規模（延長、幅員、面積、その他の規模、数量）、構造（様式、型式、主要用材その他の構造）、工作物の能力等からみて適正なものであること。 ・当該行為が土砂採取の場合 <ul style="list-style-type: none"> a 土砂採取の方法（機械掘りの場合は使用機械の種類、型式、能力等、手掘りの場合は従事する人員等）、採取した土砂の堆積保管、洗浄又は運搬の方法等が土砂採取の場所、採取数量等からみて適正なものであること。 b 土砂採取のための掘削の深さが、場所、周囲の施設の状況等からみて適正なものであること。 c 土砂採取を行う時間が、漁港の利用等に著しい障害を及ぼす恐れのない時間であること。 <p>5. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請に係る行為が、他の法令等により制限を受けるものである場合にあっては、当該法令等による権利を有するものであることを証する書類等により確認し、それを勘定して審査する。 ・法第39条第1項の行為が複合し又は併行して行われる場合には、別個の許可として取り扱う。 ・その他漁港の保全上著しく支障を及ぼす行為でないこと。 							
	受付機関	農林事務所	処理機関	農林事務所	交付機関	農林事務所	標準処理期間	30日
						標準経由期間	日	No.